

議案第78号

小金井市公共施設整備基金条例の一部を改正する条例

小金井市公共施設整備基金条例の一部を別紙のように改正する。

平成24年11月29日提出

小金井市長 稲葉孝彦

(提案理由)

市民福祉施設用地の用途を廃止したことに伴い、当該用地での保養施設の建設に充てることを目的とした保養施設建設基金を廃止するため、本案を提出するものがあります。

小金井市公共施設整備基金条例の一部を改正する条例

小金井市公共施設整備基金条例（昭和59年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中第2号及び第3号を削り、第4号を第2号とし、第5号を削り、第6号を第3号とし、第7号を第4号とし、第8号及び第9号を削り、第10号を第5号とする。

付 則

この条例は、平成25年1月11日から施行する。

小金井市公共施設整備基金条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備 考
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、次の各号に掲げる基金に資金を積み立てるため設置し、その管理及び処分について必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 庁舎建設基金 庁舎の用地取得及び庁舎建設並びに庁舎賃貸借の保証金に充てる。</p> <p>(3) 市営住宅整備基金 市営住宅及び附帯施設の整備に充てる。</p> <p>(4) 都市再開発整備基金 都市再開発に伴う調査並びに駅前広場及び道路等の整備に充てる。</p> <p>(5) 地域センター等建設基金 地域センター(近隣センターを含む。)の用地取得及び建設並びに用地取得及び建設に係る市債の償還に充てる。</p> <p>付 則</p> <p>この条例は、平成25年1月11日から施行する。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、次の各号に掲げる基金に資金を積み立てるため設置し、その管理及び処分について必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 削除</p> <p>(3) 削除</p> <p>(4) 庁舎建設基金 庁舎の用地取得及び庁舎建設並びに庁舎賃貸借の保証金に充てる。</p> <p>(5) <u>保養施設建設基金 保養施設の建設に充てる。</u></p> <p>(6) 市営住宅整備基金 市営住宅及び附帯施設の整備に充てる。</p> <p>(7) 都市再開発整備基金 都市再開発に伴う調査並びに駅前広場及び道路等の整備に充てる。</p> <p>(8) 削除</p> <p>(9) 削除</p> <p>(10) 地域センター等建設基金 地域センター(近隣センターを含む。)の用地取得及び建設並びに用地取得及び建設に係る市債の償還に充てる。</p>	<p>保養施設建設基金の廃止に伴う整備</p>